

みんな、フェアプレイでいこう。



事業主・労働者のすべての皆さんに知ってほしい。
安心して働く社会のためのルールです。

- ◎労働契約の締結・変更には、労使の対等の立場における合意によるのが原則です。
- ◎就業規則を一方的に変更しても、労働者の不利益に労働条件を変更することはできません。
- ◎就業規則の変更により労働条件を変更する場合には、次のことが必要です。
 - 就業規則の変更が合理的であること
 - 労働者に変更後の就業規則を周知させること
- ◎権利濫用と認められる出向・懲戒・解雇は無効です。
- ◎契約期間中に有期契約労働者を解雇することは、やむを得ない場合を除き、できません。

労働契約法、平成20年3月からスタート。